

アデコ ペイロールサービス：

Adecco Payroll Employment Service

アデコタイランドではタイ人又は日本人を含む外国人スタッフを派遣させて頂く、ペイロールサービスを提供しております。

本サービスではタイ人又は日本人候補者をアデコの雇用下に置く事で、以下の様な課題が解決できます。

タイでスタッフを雇用したいものの・・・

- タイに現地法人が無い
- 外国人労働者の労働許可証枠が不足している
- 外国人労働者を雇用するための資本金が不足している
- 外国人労働の雇用プロセス及び給与計算等の人事・総務業務をアウトソースしたい
- プロジェクトベースでの雇用が難しい

本サービスをご利用いただけますと、VISAおよび労働許可取得や給与計算業務、また、社員へのオリエンテーション等、人事業務もアデコが代行します。

アデコよりご紹介をさせて頂いた候補者に留まらず、既にいらっしゃるスタッフやスタッフ候補に関しても、本サービスをご利用いただく事が可能です。

ご請求に含まれる項目：給与・残業代・福利厚生・インセンティブ・

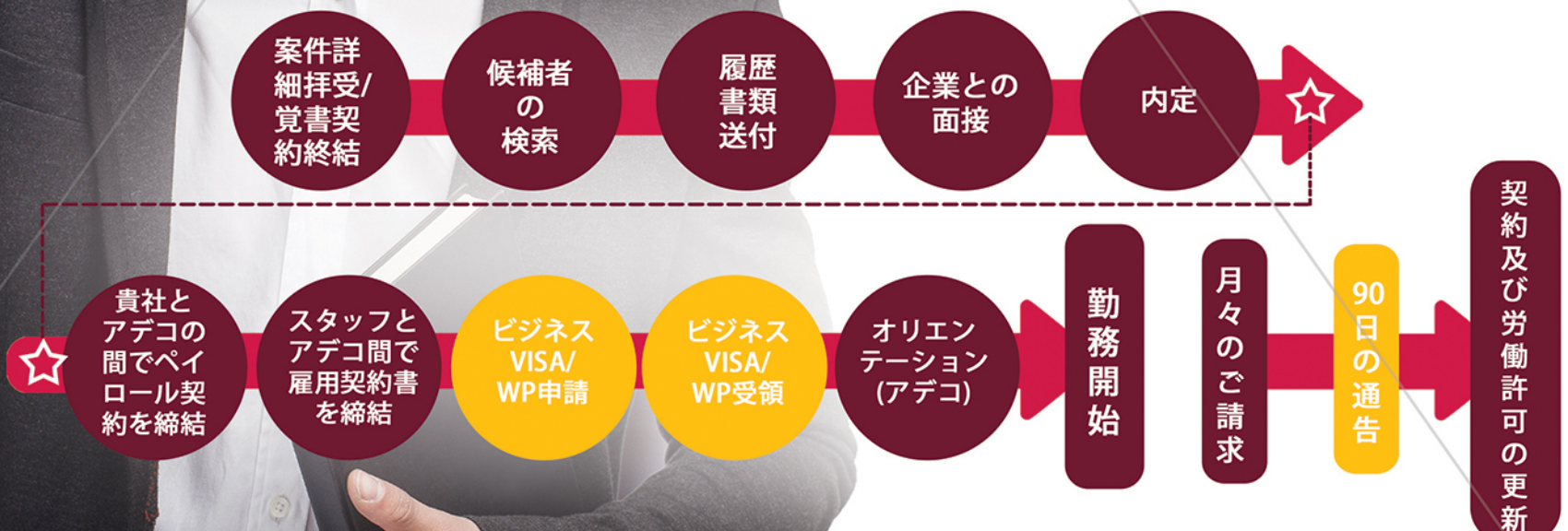
賞与・社会保障・労災補償基金・

解雇補償金・身体障害者社会基金

その他項目：労働許可証・B-VISA・再入国VISA・90日の通告

オプション：健康保険

【紹介および契約からスタッフの方の勤務開始までの主な流れ】



● タイ人のスタッフを採用する場合は、不要の項目です。

Q&A【よく寄せられるお問い合わせ】

Q：スタッフの雇用条件はどうなりますか？

勤務形態・給与・手当・福利厚生等は労働法に準じた形で自由に対応頂けます。
但し、外国人の場合は、最低賃金以上である必要があります。

Q：派遣スタッフという認識で間違いないでしょうか？

タイには日本のような派遣法が存在しない為、厳密には派遣スタッフではありません。
スタッフへの指揮監督や雇用に関する責任等は貴社に帰属します。

Q：合法でしょうか？

弊社はタイ国政府により発行されたライセンスに基づき営業をしており、本サービスも合法のものとします。
行政関係機関・教育機関も本サービスをご利用いただいております。

Q：契約書締結からVISA/WPの取得し勤務開始までにはどの程度の期間が必要か？

外国人候補者の必要書類が整ってからのプロセスとなりますが、VISA/WP受領までの期間は
大よそ1ヶ月半程度となります。

Q：契約はどうなりますか？

貴社とアデコでペイロール契約を、スタッフとアデコで雇用契約を結びます。

Q：人材紹介手数料はかかりますか？

弊社にて人材をご紹介し採用が確定となりました場合、人材紹介手数料が必要となります。但し、他人材紹介会社よりご紹介された候補者については、
人材紹介手数料は必要ありません。

連絡先：

Adecco Japanese

Adecco Phaholyothin Recruitment Limited

☎ +66 2 2980170-80 Ext. 402-404 (日本人窓口)

✉ japan.th@adecco.co.th

🌐 japanese.adecco.co.th

